

子供にそのことを話しましょう！

——第三帝国における性的啓蒙の展開をめぐって——

田野大輔

1 はじめに

ナチ・ドイツは一般に、性にたいして抑圧的であったと考えられている。「民族の健全化」を標榜したナチズムは、ヴァイマル共和国の性的墮落を断罪し、伝統的な性道徳への回帰を説く一方、一連の立法措置を通じて性の領域への介入を強化し、人種衛生的見地にもとづく生殖の管理を企てるなど、まぎれもなく抑圧的な政策を推進した。だがこうした事実をもって、ナチズムが性生活に敵対的な姿勢をとっていたとか、もっぱら厳格な性規範のみを唱えていたかのようになるとすれば、この時代の性政治の実態をあまりにも単純化しすぎることになる。人口政策上の理由から積極的な出生奨励策をうちだしたナチズムは、「結婚までの純潔」といった禁欲的な性道徳を唱えるだけで事足りりとするわけにはいかなかったのである。

従来の研究においては、第三帝国期の性教育は一般に反知性主義的で、精神分析や性科学の知見を拒絶するとともに、性に関する専門知識の提供よりも、性的禁欲に向けた志操の育成を優先するものとされてき

た。^①たしかに教育行政に携わるナチ党の幹部や指導的な教育者の著作や発言には、そうした後ろ向きな教育観が色濃く表明されていた。プロイセン文部大臣ベルンハルト・ルストは、一九三三年四月一八日に青少年の性教育に関して次のような布告を発している。

「青少年の性教育の問題は、宗教的・道徳的に規定された教育の責任と、思春期の若者の心身ともに健全な発育への関心にもとづいており、知的な傾向の啓蒙という意味でも、純粋な有用性の倫理という意味でも、特定の病気を授業で取り扱うだけでは解決しえない。狭義の性教育もまた、その本質と課題からして、学級全体や他のもつと広い集団のなかで行われるべきものではない。……性教育の対象は次のものとなる。すなわち、各人の個人的・社会的・宗教的責任にもとづく道徳と性欲の関係、生殖に関する必要な生物学的教育、抑制されない性欲と結びついた健康の危険である。原則として、性教育は家庭にゆだねられるべき事柄である」^②。

この布告は、性教育を基本的に家庭内の問題と見なし、学校に副次的な役割のみを認めているばかりでなく、正しい性知識の提供よりも、禁欲的な性徳の強化をめざしている点で、多分に保守的な教育観を反映したものと見える。ここには明らかに、結婚と家族を重視し、自制と純潔を要求するドイツの市民道徳、教会を中心に保持されてきた伝統的な性道徳の影響があった³。純潔で献身的な結婚の倫理を説き、母親としての女性の役割を強調するとともに、不健全で非道徳的な性行動を非難し、性の自己管理を徹底させることが、家族を核とする民族と国家の安寧につながると主張されたのである。いずれにせよ、ナチ党は家庭生活の保護と性規範の回復を唱えることで、ヴァイマル共和国の道徳荒廃と風紀紊乱に憤慨する広範な市民層の支持を獲得したのであり、とくに権力掌握の過程においては、伝統的な性道徳がきわめて重要な役割をはたしたことはたしかである⁴。

だがこうした保守的な見解は、第三帝国期の性教育を全面的に規定してはいなかった。この時代のドイツでは、風紀取り締まりに血道を上げる頑迷な道徳家が跋扈する一方、健康で豊かな性生活をめざす医師や教育者の啓蒙活動が展開され、部分的には「性の解放」へ向かうような価値観の変化が生じつつあった⁵。そのことは何よりも、性に関する啓蒙的な教育書が、発禁を受けることなく公然と出版されていた事実⁶に示されている。ここでは、性生活の喜びを率直に肯定しつつ、正しい性知識の提供によって、禁欲的な性道徳の弊害を克服することをめざすといった、ある種の進歩的な見解が表明されていたのだ。一九三〇年代半ばには、そうした啓蒙書の是非をめぐる教育当局内で意見対立が生じたが、ナチ党人種政策局がこれを支持する見解を表明して以来、事実上即した性的啓蒙が一部で推奨されるようになった。本稿では、とくに帝

国文部省の文書にもとづいて、性教育の是非をめぐる教育当局内の意見対立と、人種政策局によって性的啓蒙が推進されるにいたった過程を考察し、第三帝国における性的啓蒙の展開に光をあててみたい。

2 医師と教師よ、前線へ！

青少年の性教育に関する帝国文部省の保守的な指針の見直しをもとめる声は、人口政策と人種衛生の広報機関であるナチ党人種政策局から上がった。一九三五年二月二三日の『ドイツ医師新聞』掲載のある論説に推薦文を寄せた人種政策局長ヴァルター・グロスは、「マルクス主義時代」の学校の性教育に反対した文部省の指針に一定の理解を示しつつも、「将来の国家と民族の新たな目標設定」という意味における性教育の具体的な提案がいまだになされていないことを指摘し、この問題を長期にわたって無関心に見過ごすわけにはいかない以上、民族の健康に責任をもつ医師が積極的に介入して、「過去の行き過ぎとはき違えを回避するとともに、自然なものを自然に見て、われわれの人口・人種政策のあらゆる大目標を達成するのに不可欠な前提を形成する精神的姿勢がしだいにドイツに出現するのを促すような、性の領域における思春期の青少年の指導と世話」を行うことを要求したのである。そして、こうした方向での新たな性教育の提案としてグロスが推奨したのが、デアハルト・オツケルの手になる論説「医師と教師よ、前線へ！」であった⁶。

オツケルはまず、青少年に性生活への準備をさせるという困難な課題のために、これまでほとんど何もなされなかったことから生じた「きわめて好ましくない状況」をさし示す。それはとくに、「婚外出生数と、家族を破壊するような、したがって民族を脅かすような傾向が、著しく

増加している」ことにあらわれているという。こうした事態を打開するには、最大限の迅速さと最大限の力をもって、仕事にとりかからねばならない。オツケルは、性教育の問題が人口政策と強く結びついているという考えを示しつつ、開業医としての経験から、性教育の抜本的な改革を要求する。この改革に助力することが、まずもって医師と教師の課題であると主張するのである。

オツケルの提案は多分に進歩的な立場に立つもので、性教育の改革のためには何よりも、親や教育者が抱いている性生活への「誤った羞恥心」を克服する必要があるという考えにもとづいている。性の領域において啓蒙活動を行うべきであるというこの提案は、さしあたって医師に、地区の教育委員とともに教師との作業チームを設置することをめとめる。それは自発的な協働にもとづき、活発な討論を通じて性教育の知識を深めるものでなければならぬ。この作業チームにおいて「誤った羞恥心」が克服され、新たな課題が認識されたとき、次のステップとして父母の集会、とりわけ最低学年の父母の集会を招集すべきである。この集会は、家庭内の子供への啓蒙の実践を促し、無理解な隣人の妨害を防ぐことを目的とするものであるが、単なる講演では効果がなく、討論を重視しなければならないという。

ここにはすでに、オツケルの実践的なアプローチが示されているが、彼はさらに具体的な提案として、性教育の次の三つの段階を区別する。第一の幼年期の啓蒙は、五歳から一〇歳に及ぶもので、主として両親にゆだねられるべき事柄である。その後、一一歳から思春期までつづくのが、「出生・生殖・出産の関係に関する知識への事実即した導入教育」である。家庭と学校の協力がはじまるのは、この段階からである。そして、思春期から壮年期を通じてつづく第三の段階においては、学校と家

庭の理解ある協力のもと、単なる知識の伝達ではなく、世界観の伝達や宗教的感情の育成など、「性格形成」という意味での本来の性的啓蒙が行われる。オツケルによれば、こうした第三段階の性的啓蒙を広範囲に実施することは現状では困難であり、まずは比較的容易な子供の啓蒙からはじめるべきである。これにある程度成果をおさめたら、「花から実ができるように」、青少年の啓蒙と指導もおのずから進展するだろうというのである。

性生活を抑圧したナチズムという一般的なイメージとは対照的に、オツケルは幼年期の子供にも性に関する「事実即した」教育を施し、無知蒙昧な偏見にもとづく性生活への「誤った羞恥心」を払拭することをめとめるのであり、しかもこれを上からの押しつけではなく、自発的な協力を通じた活発な討論によって実現しようとしていた。こうしたきわめて進歩的な提案が、帝国文部省の指針に反するにもかかわらず、よりよってナチ党人種政策局に積極的に支持されたという事実は、第三帝国期の性教育に関する従来の見方に変更を迫っているように思われる。そのあたりの事情を明らかにするために、次にオツケルの経歴と思想を紹介した上で、彼の活動にたいする教育当局の見解を検討していくことにしたい。

3 子供にそのことを話しましょう！

ゲアハルト・オツケルは、一八九四年にフランクフルト・アン・デア・オーダーに生まれ、自然療法、性的啓蒙、個人精神衛生学の分野に精通した小児科医として、一九二四年から三七年までナイセ河畔の小都市グーベンで開業した。彼はナチ体制の成立までグーベンで積極的に社

会活動に携わり、アメリカのクウェーカー教徒の援助でモンテッソーリ幼稚園を創立したり、市立劇場での民衆劇にうちこんだり、教育的・医学的問題に関する数多くの講演を行ったり、教育に適した玩具や家具の展覧会を催したりした。オツケルの進歩的な姿勢はクウェーカー教への信仰にもとづいており、一九三四年に「宗教的な友の会(クウェーカー)」に入信した彼は、グーベンのクウェーカー教徒のグループを率いて、英米のクウェーカー教徒と親交を深めた。彼はまた、特定の政党で活動することはなかったものの、神学者でドイツ民主党の創立者フリードリヒ・ナウマンや、女権運動家ゲートルト・ポイマーを支持するなど、ドイツ・ナショナルであると同時に平和主義的な傾向を示していたという。

第三帝国期には、その国家に批判的でユダヤ人に好意的な姿勢のため、オツケルはまもなく当局から目をつけられることになったが、就業禁止や迫害を受けることはなく、当面はグーベン周辺で啓蒙活動を行うことができた。同市の属するクロッセン郡の教育委員がクアマルク大管区の人種政策局に送った報告によれば、オツケルは七度の集会で講演を行い、母親たちを前に性教育の問題について話をした。いずれの集会も客入りは良く、活発な議論が行われ、関心も高かったという。参加者の反応も好意的で、「実際のところ、こうした性的啓蒙に反感をもつて集会にやってきたすべての人々が感化され、少なくとも討論においては黙るか、無言で出て行った」。こうした啓蒙活動にかかわることを拒否した信心深い人々からは、厳しい反対の声が上がったが、「多くの母親たちは、子供を愛し、力のかぎり成長に配慮したいなら、この問題をよく考えた上でそれに反対することはけつしてできないと述べた」。教育委員の報告によると、母親たちが気後れを感じた主な原因は、性的な事

柄についての知識が乏しいことにあったが、オツケルが精力的に啓蒙活動を行ったのも、まさにそのためであった。彼の活動の最大の協力者は母親たちであり、彼らを指導する適切な教育者も育っていた。報告は、「好調なすべりだしである」と評価している。

一九三四年に出版した著書『子供にそのことを話しましょう!』のなかで、オツケルは心理的な「生の支援」に向けた性教育についての実践的な提言を行っている。彼は「性的コンプレックス」という心理学の用語をもちいて潜在意識の働きに目を向け、誤って形成されたコンプレックスの有害な影響を克服するための具体的な方法を提示する。それはまず第一に、啓蒙の問題についてよく考えることであり、第二に、他の親や教育者と自由に討論することであり、第三に、子供にたいして純粹に事実在即した啓蒙を行うことである。教育者がそこまで進めば、「誤った羞恥心」から解放され、「思春期の子供の啓蒙と青少年の精神的支援」という、ずっと困難な課題をはたすことが可能となるといえる。有能な教育者は、「事実在即した啓蒙」を行うことのできる人物であると考えられるが、子供との会話のなかで性的な事柄をどう説明すべきかについては、教理問答のように具体例が挙げられており、それらはいずれも、親子の深い愛情への理解に支えられている。親が子供の質問に答える際の原則は、「一般に子供があなたに尋ねるまで待ちましょう」、「まずはあなたが尋ねられたことだけに答えましょう」、「子供が理解でき、把握できる以上のことを話しても、以下のことを話してもいけません」、「講演のような話し方をするのではなく、まったく簡潔に自明であるのかのように話しましょう」、「すべての答えは正しく明確でなければいけません」といったもので、例えば次のように答えるべきだといえる。

「質問：赤ちゃんはどうやってママのお腹にやってくるの？」。

「答え：赤ちゃんはけっしてお腹にやってくるんじゃないよ、お腹のなかで大きくなるんだよ。卵が雌鳥のお腹で大きくなり、栗の実が木で大きくなるようにね」。

オツケルはさらに、思春期の性的啓蒙に必要な条件、確固たる世界観と倫理の重要性、「君の体は君のもの」という物質主義的な原則との闘争、内的な分裂の危険性についても論じている。性的な過ちの際に教育者がとるべき態度については、「教育は生の支援である」という原則が提示されている¹¹⁾。これらの提案が、古めかしい純潔教育とは一線を画すもので、子供の自発性を尊重している点など、きわめて進歩的な性格をもっていたことはたしかである。

教育当局の一部は、この点からオツケルの提案を支持していた。ナチ教員同盟教育本部の鑑定書によれば、彼の著書は「事実をありのままに見て」おり、「教育と授業の全領域にとつて模範的」である¹²⁾。性的な事柄について「事実即ち啓蒙」を行うことによつて、思春期の青少年の苦悩は軽減されるだろうというのである。だがここで注目したいのは、性的啓蒙への好意的な評価の背後に、性を抑圧してきた市民道徳への批判が見え隠れしていることである。別の鑑定書は、オツケルの著書を推奨に値するものとした上で、彼の提案を次のような理由で支持している。

「性道徳の二重性を解消することに成功するかどうかということ
は、ドイツ民族の死活問題である。この問題は今日まで依然として一方では教会や市民の見せかけの態度によつて、他方ではい

かがわしい卑猥さによつて特徴づけられている。ドイツの生を徐々に健全化し、生の形態と志操の単純さと自然さを取り戻すことは、この点で徐々に変化をもたらさざらう。だがこうした発展は、オツケルの著書が主張しているような、青少年の性的啓蒙と教育の改革に向けての明確な実践的努力を通じて支援されなければならぬ」。

教会や市民によつて保持されてきた伝統的な性道徳は、性生活を卑しいものとして忌避し、抑圧することで、必要とされる教育を放棄し、青少年を放任してきたのであり、そのことが結果的に不健全な状態をもたらしたのだとすれば、こうした性道徳の二重性を解消することは、民族の健全化、ないしは育種という人口・人種政策的観点からも必要である¹³⁾。まさにこの点に、ナチ党人種政策局がオツケルの提案を支持した理由があつた。同局の鑑定書は、「発展し将来性の高い民族にとつての当然の前提は、子孫や性生活一般の問題にたいする健全で純真な態度である」という認識に立つて、「人間の生活のこうした側面を空疎で動物的なもののように思わせ、抑圧したり、あるいはまた、これを固有の目的、すなわち子供から遠ざけ、利己的な欲求の充足に還元しようとするかつての努力を通じて、民族の生活にはかり知れない精神的損害が生じた」と指摘し、性的啓蒙の必要性を説くオツケルの提案を推奨している¹⁴⁾。こうした評価は、ドイツの現状にたいする危機感に裏づけられたものであつた。クロツセン郡の教育委員が人種政策局のもとに依つて執筆した鑑定書は、現状を次のように説明している。

「われわれの民族体の数的衰退と減少は、残念ながら不安なペシ

ミストの幻想ではなく、すでにたしかな民族・生物学的な没落のなかにあらわれている。……その際とくに注目されるのは、その原因がもつばら経済的な困窮や危機にもとめられるのではないということである。……原因はむしろ、ますます蔓延する、民族を荒廃させるような精神的態度にあり、それは極端な利己主義のなかで、自民族の生にたいする責任感をゆつくりと抹殺し、ついにはほぼすべての民族集団の存続を拒んだのである」¹⁶。

ナチズムの人口・人種政策の二つの支柱である「純血性」と「遺伝健康」は、ドイツの血と名誉の保護のための法律に頂点を見いだしたが、ドイツ民族の生の流れはまだ多くの点で濁っており、ぬかるんでいる。なぜなら、生の源流である青少年の性生活が、不健全な状態に支配されているからである。報告は、オツケルがその原因を性教育の不足にもとめたことに注目し、人種政策局長グロスがこれを支持したことに賛同する。ここにはすでに、オツケルへの積極的な支持が、出生数の減少をくいとめ、健全な家族を奨励するという人口・人種政策的な目的と表裏一体であったことが示されている。

教育委員の鑑定書はまた、青少年の性教育を家庭にゆだねた帝国文部省の指針の不備を示唆する。というのも、家庭はこの問題に関して何もしてこなかったに等しいからである。赤ちゃんがどこからくるのかといったことについて、子供がためらいがちに尋ねたとき、コウノトリの話聞かせるだけで、質問をはぐらかそうとする親のもとでは、子供は自分の欲求のみに、あるいは不適切な人間による啓蒙にゆだねられたままである。そこには何よりも、模範的な教育者の人格を通じて行われるいきいきとした感化や、幼年期から壮年期まで計画的に遂行される教化が

欠けている。性の抑圧は問題の解決にならず、むしろ性教育の拡大が必要であるが、そのためには教育者も「歪んだ性的コンプレックス」を克服し、無理解な住民を啓蒙していかなければならない。この点で、オツケルの提案は「責任を意識して行われる性教育を追求しており、青少年の道徳的訓練と民族共同体の新しい道徳的態度を目標として、知識伝達と性格形成をバランスよく包括するものである」。鑑定書は、オツケルが豊富な経験から性教育の問題に実践的な解決を与えようとしていることを評価して、彼の著書を学校の授業で使うことさえ提言している。

「彼は心を揺り動かし、良心を鋭くし、頭と心を性的領域の泥沼化にたいする攻撃に動員し、親と教師を味方に引き入れ、教育しようとする。この闘争に必要な知識として、この本はとくに適切である。本書は教師の手にゆだねられるべきである」。

もちろん、既成の性道徳を批判するオツケルの主張と、これを支持する人種政策局の姿勢は、帝国文部省をはじめとする保守的な教育行政担当者の反発を招かざるをえなかった。そこで次に、帝国文部省の文書にもとづいて、性教育の是非をめぐる教育当局内の意見対立と、その帰趨を考察していきたい。

4 理解と無理解のはざままで

オツケルの啓蒙活動への反発は、最初に地方の教育行政担当者から上がった。一九三五年四月三日、クアマルク大管区教育局長フーンホイザーは文部省参事官ベンツェに宛てた書簡のなかで、オツケルの主張に「相当な懸念」を表明し、それがナチ教員同盟の機関紙で肯定的に論評されたことを紹介した上で、この問題に関する教員同盟の見解について

の報告と、文部省の側からの態度表明を要請した。¹⁷これに同意したベンツェは、人種政策局にたいして、この種の性的啓蒙を断固として拒否するよう指示するとともに、局長グロスと協議して、オツケルの活動を阻止するよう依頼した。

だが人種政策局からの回答は、期待を裏切るものだった。七月八日、グロスはベンツェに宛てた書簡のなかで、オツケルの著書を推奨した人種政策局の鑑定書を提示し、それがナチ党の検査委員会で承認されたこと指摘した。¹⁸さきに一部紹介したこの鑑定書は、性生活への健全で純真な態度を確立するという目的のもと、それまでなおざりにされてきた性的啓蒙の必要性を説くものであったが、オツケルが医師としての経験にもとづいて、幼年期の子供に「事実即した啓蒙」を行おうとしていることを評価し、彼の提案をどの程度まで実践に移すべきかは、「とくに教育者（親、教師、医師）の姿勢と実践的経験しだいであると考えられる」と結んでいる。¹⁹やや曖昧な評価であるが、そこには別の鑑定書に記されたような認識があったと考えられる。

「子供と青少年の啓蒙において困難なのは、冷静な事実即した啓蒙と、生の神秘にたいする畏敬の覚醒のちよūd中間を保つことである。オツケルにおいては、畏敬に満ちた予感がやや簡潔に表現されすぎていると思われるかもしれない。だがこれによつて、この部分の承認は疑問に付されるべきではない。さらにまた、人種衛生学や民族的な責任から、性的な領域における道徳的な意志形成を強力に推進しようとする可能性も、もつと顧慮されてよかつたかもしれない。²⁰」

人種政策局の対応に業を煮やした文部省参事官ベンツェは、八月二九日に内務省参事官メツツナーに書簡を送り、再度内務省から人種政策局に照会して、態度変更を迫るよう要請した。²¹そして、「必要ならすべての学校と教師にたいして、オツケル博士の活動をけつして支持せず、これを断固として拒否するよう要求しなければならない」と主張したのである。文部大臣ルストもまた、九月九日に人種政策局に書簡を送り、部下のベンツェがオツケルの著書に強い懸念を抱いていることを説明するとともに、その後この問題に関して人種政策局がどんな指示をしたかについての報告をもとめた。²²「現在すでに私は、場合によっては同書を学校にたいして禁止せざるをえないと指示している」。

態度表明を迫られた人種政策局の側は、オツケル支持の姿勢をさらに鮮明にすることとなった。一〇月二九日に再度執筆された鑑定書は、オツケルの著書を推奨した同局の評価に変更がないことを明言している。²³そして、彼の提案を評価する際に重要なのは、幼年期の性的啓蒙と教育の方法をどう評価するかであるが、これまでそうした教育がどんな方向で行われるべきかが不明瞭であったために、親や教師はこの問題を放置し、悪しき結果を招いたのだと主張する。この点で、オツケルの提案は検討に値するものだという。

「今日われわれにとつては、とくに民族の力を維持するという理由から、性教育の問題は最も重要で真剣な熟慮に値する問題である。たしかに、青少年を再び自分自身や民族、その遺伝質にたいして責任を自覚した態度をとるよう教育するという目標を達成するためには、多くの伝統を廃止しなければならないだろう。私見によれば、オツケルの提案もまたこうした観点から、とくにそ

れがこの方向でわれわれを前進させるのにふさわしいかという点について検討し、評価しなければならぬ。事実在即した啓蒙を行おうとする彼の試みは、厳しい倫理的な考え方に支えられており、そのみがこの問題を扱うための基礎となりうる」。

鑑定書は、オツケルの提案がしばしば純粹に医学的な啓蒙に陥っていることを認め、「民族的な責任という意味において道徳的・倫理的な側面から多くのことを補完しなければならぬ」と指摘しつつも、「最終的な価値をきめることができるのは実践的な経験だけである」として、教育現場からの報告をもとめることを提案し、ナチ党の認証を受けているオツケルの著書について、「学校にたいして禁止の措置をとる必要性があるかどうかについての検討は、さらなる報告が届くまで実施を見合わせた方がいいと思われる」と主張している。この要請を受けて執筆されたクロツセン郡の教育委員の鑑定書は、さきに見たとおり、オツケルのめざす性的啓蒙を人口・人種政策的な観点から支持する内容であった。人種政策局長グロスもまた、彼の著書を「まぎれもなくナチ的な著書と見なすことはできない」としつつも、「この著書のなかで主張されている考えとその表現の形態は、あらゆる点で承認されうるものであり、出版後は、同書の普及を奨励することができると思われる」と主張している²³。

性教育の是非をめぐる教育当局内の意見対立は、決着がはかられることなく、最後まで平行線をたどった。そのなかで、オツケルの活動は著しく制限されることになる。州政府が文部省に送った報告によれば、一九三六年二月の段階で、ナチ党支部長でグーベンのシユミーディツケが、オツケルの活動を拒否することを表明したからである²⁴。その理

由として挙げられたのは、彼の反国家的な言動であった。「グーベンの教育委員カーナートは、オツケル博士との協議から、人種政策局による推奨にもかかわらず、同氏のナチ党にたいする態度のため、彼の提案を利用することは不可能であると報告している」。

5 おわりに

オツケルはその後就業禁止や迫害を受けることはなく、当面はグーベンで開業しつづけることができたが、同地での啓蒙活動が困難になったため、新天地をもとめるようになった。彼は一九三六年にイェナ大学の自然療法講座で一時的に働き、マツサージ、過熱浴、巻包法などを学んだ後、翌年春にはバート・ハルツボルン近郊のユンクボルンに移り、自然療法サナトリウムの管理を引き受けることになった。同地でも当局の監視を受けていた彼は、三九年一〇月にサナトリウムを解雇されてからは、戦後までずっとフランクフルト・アム・マインで開業した²⁵。

こうした一連の経緯からすれば、オツケルの啓蒙活動はさしたる影響を及ぼさなかったように見えるかもしれない。だが彼の執筆した『子供にそのことを話しましょう！』や『健全な性生活』²⁷といった啓蒙書がその後も発禁を受けることなく、長く版を重ねたという事実からして、ナチ当局の側にこの種の性的啓蒙を——少なくとも一定の範囲で——受け入れる用意があったと見なすべきだろう。しかもそれ以上に重要なのは、心理的な「生の支援」をめざした彼の実践的なアプローチが、当時の指導的な精神科医や心理学者に支持され、なかば公式に継承されたことである。とくに「自律訓練法」の創始者として世界的に有名な精神科医で、第二次世界大戦中に版を重ねた啓蒙書『性・愛・結婚』²⁸の著者

でもあるヨハネス・ハインリヒ・シュルツは、一九三七年の「神経性的障害」に関する論文のなかで、正しい知識にもとづく性的啓蒙の必要性を説き、その先駆としてオツケルの著書を推奨していた。²⁹⁾ 彼によれば、性生活が「禁じられ、卑猥で、いかがわしい」ものとして忌避されると、青少年の心に不安や罪悪感が生じ、神経症や性的倒錯が起りやすい。そうした障害を取り除くには、「事実在即した専門的な精神療法」が必要であるという。「この大きな医学的闘争にとつて有益な助けとしては、同僚のオツケル氏の著書『子供にそのことを話しましょう』と『健全な性生活』が特筆され、切に推奨される」。

さらに注目すべきことに、シュルツはナチズムの人口・人種政策にも深くコミットしており、ドイツ随一の精神療法センターであるベルリンのドイツ心理学療法研究所の副所長・外来診療部長として、国家の助成のもと同性愛行為の鑑定を担当し、治療不能と見なした同性愛者を強制収容所に送った人物であった。³⁰⁾ オツケル自身も同研究所の会員に名を連ね、その活動を支援していたことを考えあわせるならば、³¹⁾ 性的啓蒙に向けた彼の取り組みは、性的障害の治療をめざすシュルツの手を介して、性的逸脱者の物理的抹殺という恐るべき事態へつながったということができるかもしれない。こうした性的啓蒙と人口・人種政策の逆説的な関係と、精神療法がはたした陰惨な役割についての考察は、小論の範囲を超えるので別稿に譲るが、「健全な性生活」をめざす啓蒙活動がまねに見る野蛮な犯罪行為に結びついたという歴史的教訓をふまえ、今日的な観点からあらためて性教育の功罪を考える必要性を指摘して、ひとまず稿を閉じることにしたい。

注

- (1) Friedrich Koch, *Sexualpädagogik und politische Erziehung*, München 1975, S. 107.
- (2) „Erlaß des Ministers für Wissenschaft, Kunst und Volksbildung, betr. sexuelle Belehrung der Jugend. Vom 18. April 1933“, in: *Reichs-Gesundheitsblatt*, Jg. 8 (1933), Nr. 26, S. 478. なお、この布告の時点でプロイセン文部大臣だったルストは、一九三四年五月一日に新設の帝国文部大臣(帝国科学・教育・国民教育大臣)に就任した。
- (3) ナチズムと性の問題をめぐるこれまでの研究では、伝統的な市民道徳の影響を強調する議論が大きな流れを形成してきた。ジョージ・L・モッセによれば、ナチズムは純潔な結婚と家族を重視する「リスペクタビリティ(市民的価値観)」の擁護者であったし、ハンス・ペーター・プロイエルにとつても、それは小市民の偏狭な性観念に根ざした「健全なる民族感情」の代弁者であった。George L. Mosse, *Nationalism and Sexuality: Respectability and Abnormal Sexuality in Modern Europe*, New York 1985 (ジョージ・L・モッセ、佐藤卓己・佐藤八寿子訳『ナショナリズムとセクシュアリティ——市民道徳とナチズム——』柏書房、一九九六年)；Hans Peter Bleuel, *Das saubere Reich. Die verheintliche Wahrheit. Eros und Sexualität im Dritten Reich*, Bern und München 1972 (ハンス・ペーター・プロイエル、大島かおり訳『ナチ・ドイツ 清潔な帝国』人文書院、一九八三年)。
- (4) ヒトラーのこの時期の発言には、そうした保守的な道徳観が濃厚に反映されている。詳細は、Adolf Hitler, *Mein Kampf*, 47. Aufl., München 1939, S. 269-79 (アドルフ・ヒトラー、平野一郎・積積茂訳『わが闘争』角川書店、一九七三年、上、三五〇—六三頁)を参照。

- (5) このような新しい視点を提示している代表的な研究者としては、ダクマー・ハツォークが挙げられる。Dagmar Herzog, *Die Politisierung der Lust. Sexualität in der deutschen Geschichte des zwanzigsten Jahrhunderts*, München 2005. ただし彼女は、性的啓蒙に向けた医師や教育者の活動には言及してゐない。
- (6) Gerhard Ockel, „Ärzte und Lehrer an die Front! Ein Wort zur geschlechtlichen Erziehung unserer Jugend“, *Deutsches Ärzteblatt*, 23. Februar 1935. 上の論説については、ナチ教員同盟の機関誌にも好意的な論評がある。NS-*Erzieher*, Nr. 18, 1935, S. 395.
- (7) „OCKEL, Gerhard“, in: *Biographisch-Bibliographisches Kirchenlexikon*, Bd. XXVII, Nordhausen 2007, Sp. 1009-117.
- (8) Übersicht von Metzdorf, 7. Mai 1935, in: Bundesarchiv Berlin (以下 BA) 2 略記), R. 4901/4376, Bl. 184-5. なお、以下で利用する文書館史料のほとんどは、同じ請求番号のフォルダに含まれてゐるものである。
- (9) Gerhard Ockel, *Sag Du es Deinem Kind! Einführung des Kindes und Jugendlichen in die Fragen nach Geburt, Zeugung und Liebesleben*, Berlin 1934, S. 21-3.
- (10) Ebd., S. 24-5, S. 29.
- (11) Ebd., S. 40-51. なお、「君の体は君のもの」という原則に反対し、個人よりも民族を優先するかぎりにおいて、オツケルの見解はナチ党のそれと一致していた。「君の健康は君のものではない」というのが、党公認の方針であった。
- (12) Gutachten von Kolb, 11. Juli 1935, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 97.
- (13) Gutachten von Köhn, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 98.
- (14) 一般に「性道德の二重性」ないしは「二重道德」という場合、女性には貞淑をもとめるのに男性には放縦を認めるといった、男女に別々の道德が適用される事態をさすが、ナチ時代の語法では、もう少し広い意味合いで、おおむね「市民層の偽善性」をさすのにもちいられた。たとえばヒトラーは、売春とどう不道德を非難しながら、金めあての結婚を肯定する「ある種の階層の偽善的上品ぶり」を激しく攻撃してゐる。Hitler, a. a. O., S. 274 (邦訳「上」三三七頁)。
- (15) Gutachten von Freccks, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 96.
- (16) Gutachten von Metzdorf, 16. Januar 1936, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 187-92.
- (17) Huhnäuser an Benze, 3. April 1935, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 95.
- (18) Groß an Benze, 18. Juli 1935, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 94.
- (19) Gutachten von Freccks, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 96.
- (20) Gutachten von Köhn, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 98.
- (21) Benze an Metzner, 29. August 1935, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 133.
- (22) Rust an Groß, 9. September 1935, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 134.
- (23) Gutachten von Freccks, 29. Oktober 1935, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 99-101.
- (24) Gutachten von Groß, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 102-3.
- (25) Hunger an Rust, 13. Mai 1936, in: BA, R. 4901/4376, Bl. 194.
- (26) „OCKEL, Gerhard“, in: a. a. O. ブクデブルク・アンハルト大管区のナチ党支部が一九三九年春に同大管区の帝国文化院支部に送った報告はオツケルの政治的立場には「懸念すべき点はない」ものの、「クウエーカー教を信仰していることから」、「なおも一定の監視が推奨される」と指摘している。同報告によれば、彼は長期間にわたってゲシュタポに監視されてゐたことが、Ockel, Gerhard“, in: BA, BDC RK B143.
- (27) Gerhard Ockel, *Gesundes Liebesleben. Ein Buch für junge Menschen*, Berlin 1936. なお、同書は戦後にも再版されてゐる。

- (28) Johannes Heinrich Schultz, *Geslecht · Liebe · Ehe. Die Grundtatsachen des Liebes= und Geschlechtslebens in ihrer Bedeutung für Einzel= und Volksdasein*, 3. Aufl., Berlin 1942. 初版は一九四〇年。
- (29) Johannes Heinrich Schultz, „Nervöse Sexualstörungen und ihre Behandlung in der allgemeinen Praxis“, *Therapie der Gegenwart*, Juni 1937, S. 252-5. 後に執筆されたシュルツの啓蒙書『性・愛・結婚』にも、オッケルへの言及がある。Schultz, *Geslecht · Liebe · Ehe*, S. 58.
- (30) シュルツの経歴については、以下の論説・研究を参照。„Bluthaftes Verständnis“, in: *Der Spiegel*, 27. Juni 1994, S. 183-6 ; Geoffrey Cocks, *Psychotherapy in the Third Reich. The Göring Institute*, Oxford 1985, pp. 72-6. 第三帝国における精神療法とナチズムの関係については、以下の研究も参照。Regine Locket, *Erinnern und Durcharbeiten. Zur Geschichte der Psychoanalyse und Psychotherapie im Nationalsozialismus*, Frankfurt/M. 1985 ; 小俣和一郎『精神医学とナチズム——裁かれるユング、ハイデガー——』講談社、一九九七年。
- (31) Locket, a. a. O., S. 352. (たの だいすけ・大阪経済大学准教授)

